●柏崎市地域防災計画　修正案について

地域防災計画とは

地域防災計画は、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成する災害全般にわたる基本計画であり、災害対策基本法により計画の策定が義務付けられている。国の防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を行い、必要に応じて修正を行う必要がある。

修正の背景

〇防災基本計画　修正

令和７（２０２５）年７月　・令和６(2024)年能登半島地震を踏まえた修正
・関連する法令の改正を踏まえた修正
・施策の進展等を踏まえた修正

〇新潟県地域防災計画　修正

令和８（２０２６）年３月　【自然災害等】・【原子力災害】防災基本計画の修正を踏まえた修正

修正案の一部内容

１　要配慮者避難支援計画の整備・促進を踏まえた修正（地震・津波災害対策編第1編第2章第24節）

●個別避難計画の作成促進や避難支援等の制度・周知について追記

２　防災DXの加速を踏まえた修正（地震・津波災害対策編第1編第2章2節、27節、3章19節他）

●新物資システム（B-PLo）の利活用について追記

３　物資等の備蓄の充実についての修正（地震・津波災害対策編第1編第2章27節）

●避難生活に必要な備蓄物資・体制に関する内容を追記

４　原子力災害対策指針の改正等を踏まえた修正（原子力災害対策編第3章）

●屋内退避中における最低限必要な一時的な外出等が可能なことについて追記
●屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安及び屋内退避の解除について追加
●UPZ内の要配慮者の施設敷地緊急事態(SE)における防護措置を国・県の計画等と整合